

本ガイドブックは、被災者に対して支援制度を紹介するための基礎となる情報をまとめたものです。国・県のほか石川町における独自の支援制度や連絡先等を掲載しています。

# 被災者支援制度ガイドブック

## (令和元年台風第19号等災害)

石川町

(第5版改 令和元年12月27日現在)

**(住民向け)**

- 罹災証明に関する事 . . . . . 1
- 二次避難に関する事 . . . . . 1
- 住まいに関する事 . . . . . 2
- 生活資金に関する事 . . . . . 6
- 税金に関する事 . . . . . 1 2
- 減免・免除に関する事 . . . . . 1 4
- 要件緩和に関する事 . . . . . 2 1

**(事業者向け)**

- 商工関係 . . . . . 2 2
- 農林水産業関係 . . . . . 2 6

**(共通)**

- 各種相談 . . . . . 2 7
- その他 . . . . . 3 2

- ◎ お問い合わせ先一覧 [福島県] . . . . . 3 3

## (住民向け)

### ●罹災証明に関すること

制度の名称	罹災証明の交付
支援の種類	証明
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>●各種被災者支援制度の適用を受ける際に必要とされるものであり、市町村が住家等の被害の状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する書面」です。</li><li>●罹災証明書により証明される被害程度としては、「住家全壊」、「住家半壊」等があり、基準に基づきそれらの判定が行われます。</li></ul>
お問い合わせ	・石川町税務課 電話：0247-26-9119

### ●二次避難に関すること

制度の名称	二次避難（旅館・ホテル等への宿泊）	終了
支援の種類	現物支給	
制度の内容	●長期の避難生活による健康状態の悪化をできる限り防ぐための対策として、旅館、ホテル等への二次避難を実施しています。	
活用できる方	①要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者） ・利用期間は1週間。（ただし、延長できる場合あり） ②要配慮者以外の避難者：避難所に避難している方、または、台風第19号により被災し、り災証明書の交付を受けた方 ・利用期間 2泊3日（食事付） ・利用回数 最大3回まで ・利用期間 令和元年12月 1日（日）から令和2年1月31日（金）まで ※複数回利用する場合は、最低5日間の間隔を空ける必要があります。	
お問い合わせ	・石川町地域づくり推進課 電話：0247-26-9111	

## ●住まいに関すること

制度の名称	<b>住宅の応急修理（災害救助法）</b>
支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が大規模半壊、半壊又は一部損壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。</li> <li>●応急修理は、市町村へ申込、市町村が業者に依頼して実施します。</li> <li>●修理限度額 大規模半壊、半壊：1世帯あたり59万5千円 一部損壊（10%以上20%未満）30万円。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。</li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害救助法が適用された市町村<sup>*</sup>において、以下の要件を満たす方が対象です。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①災害により住宅が一部損壊（損害割合が10%以上に限る）又は半壊、大規模半壊した方（全壊でも対象となる場合があります）</li> <li>②応急仮設住宅（いわゆる借上住宅を含む）等に入居しない方（応急修理を受けた方は応急仮設住宅に入居できません。）</li> <li>③自ら修理する資力のない世帯（※大規模半壊以上の世帯については資力は問いません）。</li> </ol> </li> </ul> <p>※災害救助法が適用された市町村 北塩原村、西会津町、湯川村、昭和村を除く県内55市町村</p>
お問い合わせ	・石川町都市建設課 電話：0247-26-9131

制度の名称	<b>石川町被災者民間住宅賃料補助金</b>
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災者が住宅修繕などにより、民間住宅を借り上げた場合に補助金を交付します。</li> <li>●補助金の額は、民間住宅賃料の2分の1の額（月額3万円以内）</li> <li>●期間は、原則3ヶ月間（延長される場合があります）</li> </ul>
申請できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害救助法が適用される甚大な災害で以下の要件を満たす方が対象です。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①住宅が、半壊以上の被害を受けた者</li> <li>②町営住宅等の空きがなく、被災者に提供できない場合</li> <li>③町内の民間住宅を借用する者</li> </ol> </li> </ul>
お問い合わせ	・石川町都市建設課 電話：0247-26-9131

制度の名称	<b>借上型応急仮設住宅の提供（災害救助法）</b>			
支援の種類	現物支給			
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災者の生活再建のため、県が民間賃貸住宅を借上げ、提供します。</li> <li>●契約期間は原則1年です。</li> <li>●県が負担する経費 家賃、礼金（家賃1か月分を限度）、退去修繕負担金（家賃2か月分）、入居時鍵等交換費（社会通念上必要な金額を限度）、仲介料（家賃0.55か月分を限度）、損害保険（県が加入）</li> <li>●月額家賃の上限</li> </ul>			
	世帯人数	家賃	世帯人数	家賃
	1～4人	6万円	5人以上	9万円
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和元年台風第19号に伴う災害の時点（令和元年10月12日）において、災害救助法が適用された55市町村に居住する方で、次の①～③のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>①次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない方</li> <li>・「半壊」（「大規模半壊」を含む）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方</li> <li>・ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している等により、長期（1か月以上）にわたり自らの住居に居住できないと市町村長が認める方</li> </ul> </li> <li>②自らの資力では住宅を確保することができない方</li> <li>③災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方</li> </ul> </li> </ul>			
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県土木部建築指導課 電話：024-521-8493</li> <li>・福島県災害対策本部救援班借上げ住宅チーム 電話：024-521-8493</li> <li>・石川町都市建設課 電話：0247-26-9131</li> </ul>			

制度の名称	災害により損壊した家屋等の公費負担による解体・撤去
支援の種類	解体・撤去
制度の内容	<p>●災害により損壊した家屋等で、全壊、大規模半壊または半壊の被害を受けた家屋等について、所有者からの申請に基づいて、所有者に代わって解体・撤去を行います。</p> <p>○解体・撤去を検討されている方は、御相談ください。</p> <p>特設申請受付・相談コーナー：1月27日（月）より役場1階に開設します。</p> <p><b>対象</b></p> <p>(1) り災証明書等の判定結果が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の判定を受けた、個人所有の家屋、商店等の所有建物、これらと一体となって解体、撤去する工作物</p> <p>(2) 既に「自費」により解体、撤去を行った家屋、商店等で、町が必要と認めたものの費用の補助（自費解体 限度額あり）</p> <p>※ り災証明書等の判定が「半壊」以上であっても、建物の一部解体、リフォームにより発生した廃棄物の撤去は、対象となりません。</p> <p>(3) 町に解体・撤去を依頼する場合（公費解体）</p> <p>○必要書類等</p> <p>①申請書（実印押印、印鑑登録証明書添付）</p> <p>②申請者の身分証明書（運転免許証）の写し</p> <p>③り災証明書等の写し</p> <p>④建物配置図</p> <p>⑤登記事項全部事項証明書（未登記の場合は、固定資産評価証明）</p> <p>⑥被災状況がわかる写真</p> <p>⑦その他 申請を委任する場合、共有者がいる場合、相続登記をしていない場合等は、追加の書類が必要となります。</p> <p>(4) 自費解体</p> <p>○必要書類等</p> <p>①申請書（実印押印、印鑑登録証明書添付）</p> <p>②申請者の身分証明書（運転免許証）の写し</p> <p>③り災証明書等の写し</p> <p>④建物配置図</p> <p>⑤登記事項全部事項証明書（未登記の場合は、固定資産評価証明）</p> <p>⑥解体前・解体中・解体後の状況がわかる写真</p> <p>⑦解体家屋の解体証明書（解体業者が作成したもの）</p> <p>⑧解体に係る見積書、契約書、費用の内訳がわかる書類、領収書の写し</p> <p>⑨解体に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の写し</p> <p>※マニフェスト：廃棄物の処理が適正に実施されたことを確認する書類</p> <p>⑩その他 申請を委任する場合、共有者がいる場合、相続登記をしていない場合等は、追加の書類が必要となります</p> <p>(5) 共通 これら必ず必要となる書類のほか、それぞれ個別の事情に応じて追加する場合がございます。</p>
申請できる方	●り災証明書または被災証明書の被害状況が全壊、大規模半壊または半壊の認定等を受けた家屋等の所有者
お問い合わせ	・石川町町民生活課 電話：0247-26-9122

制度の名称	<b>公営住宅への入居（市町村営住宅）</b>
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●低所得の被災者の方は、市町村が整備する公営住宅に入居することができます。</li> <li>●公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間（3ヶ月間）、家賃が減免（無料）となります。</li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下の要件を満たす方が対象です。</li> </ul> 住宅困窮要件：災害によって住宅を失い又は修繕等により、現に住宅に困窮していることが明らかの方 ※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する市町村で別に定める場合があります。
お問い合わせ	・石川町都市建設課      電話：0247-26-9131

制度の名称	<b>母子父子寡婦福祉資金</b>				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">貸付限度額</td> <td>200万円以内※通常150万円が限度額のところを災害による場合50万円を上乗せ</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">貸付利率</td> <td>連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%</td> </tr> </table>	貸付限度額	200万円以内※通常150万円が限度額のところを災害による場合50万円を上乗せ	貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%
貸付限度額	200万円以内※通常150万円が限度額のところを災害による場合50万円を上乗せ				
貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%				
活用できる方	●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象です。				
お問い合わせ	・福島県県中保健福祉事務所    電話：0248-75-7809 ・石川福祉相談コーナー      電話：0247-26-2123				

制度の名称	<b>浸水家屋への床下消毒液の配布等</b>
支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●浸水家屋（大型店舗等は除く）の所有者に対して、床下の消毒液を配布します。</li> <li>●高齢者等要支援者世帯に対する簡易消毒作業を受け付けます。（11月8日受付終了）</li> </ul>
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>■消毒液の希釈方法【消毒液：10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）の場合】 0.1%希釈：水1ℓのペットボトルに、ペットボトルまたは消毒液のキャップ2杯（10cc）の消毒液を入れます。</li> <li>■床上・床下浸水家屋の消毒手順 ※屋外（床下や庭など）の消毒は原則不要です。 【消毒をする場合】 1. 汚泥をしっかりと水で洗い流すなど、十分に取り除き、扇風機などでしっかりと乾燥させます。 2. 乾燥後は、窓やドアをあけてしっかりと換気し、床や家具類は、希釈した消毒液に浸した布巾で拭きます。床下は、噴霧器かじょうろで散布します。</li> </ul>
活用できる方	●浸水被害を受けた家屋等の所有者。
お問い合わせ	・石川町保健センター    電話：0247-26-8416

## ●生活資金に関すること

制度の名称	<b>被災者生活再建支援制度</b>																					
支援の種類	給付																					
制度の内容	<p>●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</p> <p>●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)</p> <p>■住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th>全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借(公営住宅を除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※加算支援金について、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円。</p> <p>●支援金の使途は制限されません。詳しくは、内閣府の防災情報のページ <a href="http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html">http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html</a> 「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。</p>				住宅の被害程度		全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯	大規模半壊	支給額	100万円	50万円		住宅の再建方法			建設・購入	補修	賃借(公営住宅を除く)	支給額	200万円	100万円	50万円
	住宅の被害程度																					
	全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯	大規模半壊																				
支給額	100万円	50万円																				
	住宅の再建方法																					
	建設・購入	補修	賃借(公営住宅を除く)																			
支給額	200万円	100万円	50万円																			
活用できる方	<p>●住宅が自然災害により全壊等(※)又は大規模半壊した世帯が対象です。 (※)下記の世帯を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</li> <li>■自然災害による危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯(長期避難世帯)</li> </ul> <p>●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。</p> <p>※県内の全市町村対象。</p>																					
お問い合わせ	・石川町保健福祉課 電話：0247-26-9123																					

制度の名称	<b>災害見舞金</b>													
支援の種類	給付													
制度の内容	<p>●災害により住居(事務所、店舗等は除く)に被害のあった世帯に対して見舞金を支給します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th>全壊</th> <th>大規模半壊・半壊</th> <th>一部損壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>10万円</td> <td>5万円</td> <td>3万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一部損壊は河川の氾濫による被害に限る。</p>				住宅の被害程度			全壊	大規模半壊・半壊	一部損壊	支給額	10万円	5万円	3万円
	住宅の被害程度													
	全壊	大規模半壊・半壊	一部損壊											
支給額	10万円	5万円	3万円											
お問い合わせ	・石川町保健福祉課 電話：0247-26-0811													

制度の名称	災害援護資金貸付金	終了	
支援の種類	貸付（融資）		
制度の内容	●被災により負傷または住居（事業所、店舗等は除く）、家財に損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金の貸付を行います。		
	貸付限度額	①世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合	
		ア 当該負傷のみ	150万円
		イ 家財の3分の1以上の損害	150万円
		ウ 住居の半壊	250万円
		※住居を建て直す場合	270万円
		エ 住居の全壊	350万円
		②世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合	
		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
		イ 住居の半壊	170万円
※住居を建て直す場合		250万円	
ウ 住居の全壊	250万円		
※住居を立て直す場合	350万円		
エ 住居全体の滅失または流出	350万円		
貸付利率	無利子 連帯保証人を立てることができない場合は年1.5%（措置期間中は無利子）		
措置期間	3年		
償還期間	10年		
償還方法	年賦または半賦、月賦		
申込期限	令和2年1月31日		
活用できる方	●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。		
	1. 世帯主が災害により負傷し、その療養期間がおおむね1ヶ月以上		
	2. 家財の3分の1以上の損害		
	3. 住居の半壊または全壊		
	※所得制限があります		
	世帯人員	市町村民税における平成30年中の総所得金額	
	1人	220万円以下	
	2人	430万円以下	
3人	620万円以下		
4人	730万円以下		
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額		
その世帯の住居が滅失した場合	1,270万円		
お問い合わせ	・石川町保健福祉課 電話：0247-26-9124		

制度の名称	<b>台風第19号等に係る被災者生活支援特別給付金</b>
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和元年台風第19号及び令和元年10月25日の大雨等により住家に被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法の支援対象とならない半壊及び床上浸水の世帯に対し、特別給付金を支給します。</li> <li>●支給額は、県分と市町村分の合計額となります。        県分：1世帯当たり10万円（市町村を通じて支給）        市町村分：独自の支援制度（見舞金を含む）により支給（市町村で支給額を設定）</li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和元年台風第19号及び令和元年10月25日の大雨等により住家に被害を受けた世帯で、以下のいずれかに該当する世帯が対象です。           <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 半壊世帯</li> <li>2. 半壊に至らない床上浸水世帯                （準半壊又は一部損壊の罹災証明を受けた世帯のうち、床上浸水被害が認められた世帯）</li> </ol> </li> <li>●半壊世帯のうち、やむを得ない事由により被災した住家を解体し、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金が支給される世帯は、特別給付金の支給対象外となります。</li> </ul> <p>※特別給付金を受給した後、やむを得ない事由により被災した住家を解体し、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給を受けた場合は、特別給付金を返還していただくこととなります。</p>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石川町保健福祉課 電話：0247-26-9123</li> <li>・福島県危機管理部災害対策課 電話：024-521-7641</li> </ul>

制度の名称	<b>母子父子寡婦福祉資金</b>
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。</li> <li>●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。</li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。）           <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方）</li> <li>2. 母子・父子福祉団体（法人）</li> <li>3. 父母のいない児童（20歳未満）</li> </ol> </li> <li>●父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。）           <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方）</li> <li>2. 母子・父子福祉団体（法人）</li> <li>3. 父母のいない児童（20歳未満）</li> </ol> </li> <li>●寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。）           <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 寡婦（かつて母子家庭の母であった方）</li> <li>2. 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方</li> </ol> </li> </ul>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県県中保健福祉事務所 電話：0248-75-7809</li> <li>・石川福祉相談コーナー 電話：0247-26-2123</li> </ul>

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金貸付）※特例措置あり				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容	<p>●被災により当座の生活費を必要とする世帯に貸付を行う。 ※貸付開始は令和元年11月11日（月）となります。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>原則10万円,特例措置20万円以内※</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> <p>※次に掲げる特に必要と認められる場合には,20万円以内とする。  (1) 世帯員の中に死亡者がいるとき。  (2) 世帯員に要介護者がいるとき。  (3) 世帯員が4人以上いるとき。  (4) 前各号に掲げるもののほか,重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に県社会福祉協議会会長が認めるとき。</p> <p>●このほか,生活福祉資金には,総合支援資金,福祉資金,教育支援資金,不動産担保型生活資金があります。詳しくは,福島県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。</p>	貸付限度額	原則10万円,特例措置20万円以内※	貸付利率	無利子
貸付限度額	原則10万円,特例措置20万円以内※				
貸付利率	無利子				
活用できる方	令和元年台風第19号により当座の生活費を必要とする世帯。（低所得世帯に限らない。）				
お問い合わせ	・福島県社会福祉協議会 電話：024-523-1250（直通） ・石川町社会福祉協議会 電話：0247-26-3793				

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
制度の内容	<p>※令和元年10月12日（災害救助法適用日）以降の県内被害に限る。</p> <p>●災害により死亡された方のご遺族に対して,災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき,災害弔慰金を支給します。</p> <p>●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。  ・生計維持者が死亡した場合：市町村条例で定める額（500万円以下）を支給  ・その他の者が死亡した場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給</p>
活用できる方	<p>●災害により死亡した方のご遺族。  ●支給の範囲・順位  ・1. 配偶者, 2. 子, 3. 父母, 4. 孫, 5. 祖父母  ・上記のいずれも存在しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る）  ※県内の全市町村対象。</p>
お問い合わせ	・石川町保健福祉課 電話：0247-26-9123

制度の名称	<b>災害障害見舞金</b>
支援の種類	給付
制度の内容	<p>※令和元年10月12日（災害救助法適用日）以降の県内被害に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。</li> <li>●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生計維持者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給</li> <li>・その他の者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（125万円以下）を支給</li> </ul> </li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により精神又は身体に重度の障害を受けた方</li> <li>① 両眼が失明した方</li> <li>② 咀嚼及び言語の機能を廃した方</li> <li>③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方</li> <li>④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方</li> <li>⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った方</li> <li>⑥ 両上肢の用を全廃した方</li> <li>⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った方</li> <li>⑧ 両下肢の用を全廃した方</li> <li>⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる方</li> </ul> <p>※県内の全市町村対象。</p>
お問い合わせ	・石川町保健福祉課 電話：0247-26-9123

制度の名称	<b>生活保護</b>
支援の種類	給付、現物給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活に現に困窮している方に、健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。</li> <li>●生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。</li> <li>●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。</li> <li>●保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。</li> </ul>
活用できる方	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石川町保健福祉課 電話：0247-26-9123</li> <li>・福島県県中保健福祉事務所生活保護課 電話：0248-75-7813</li> </ul>

制度の名称	<b>一時生活支援事業</b>
支援の種類	衣食住の提供
制度の内容	●生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、住居のない生活困窮者が自立した生活が営めることができるよう、一定期間、宿泊場所の供与や衣食の日常生活に必要な支援を提供します。
活用できる方	●須賀川市及び46町村で生活に困窮している方
お問い合わせ	・石川町保健福祉課 電話：0247-26-9123

制度の名称	<b>雇用保険の失業等給付</b>
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等や生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。</li> <li>●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。(※1・2)</li> </ul>
被災者支援を活用できる方	<p>(※1)災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受けやむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。</p> <p>(※2)激甚災害法第25条の規定が適用された場合に、激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受けやむを得ず休業することになったため、本人も休業を余儀なくされた方が対象です。</p>
お問い合わせ	・お近くのハローワーク（公共職業安定所）

制度の名称	<b>国の教育ローン</b>						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。</li> <li>●貸付限度額等は次のとおりです。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">貸付限度額</td> <td>学生・生徒1人あたり350万円以内</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">貸付対象</td> <td>学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">保証人等</td> <td>(公財)教育資金融資保証基金または連帯保証人(学生・生徒の4親等以内の親族(学生・生徒の配偶者は除く)に限る)が必要</td> </tr> </table> <p>※金利については株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。</p>	貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内	貸付対象	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等	保証人等	(公財)教育資金融資保証基金または連帯保証人(学生・生徒の4親等以内の親族(学生・生徒の配偶者は除く)に限る)が必要
貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内						
貸付対象	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等						
保証人等	(公財)教育資金融資保証基金または連帯保証人(学生・生徒の4親等以内の親族(学生・生徒の配偶者は除く)に限る)が必要						
活用できる方	●世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり						
お問い合わせ	・株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話0570-008656						

## ●税金に関すること

制度の名称	市町村税の減免措置等
支援の種類	減免・納税の猶予など
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●税の減免 災害により被害を受けられた場合、被災納税者の市町村税（個人住民税、固定資産税など）について、減免を受けられる場合があります。</li> <li>●納税の猶予 災害により被害を受け、一時的に納付することが困難な場合は、申請により被災納税者の市町村税について、納税の猶予を受けることができます。</li> </ul>
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	・石川町税務課 電話：0247-26-9117

制度の名称	県税の減免措置等
支援の種類	減免・納税の猶予・申告・納付などの期限の延長
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●税の減免 災害により被害を受けられた場合、被災納税者の県税（自動車税（種別割及び環境性能割）、不動産取得税、個人事業税など）について、減免を受けられる場合があります。</li> <li>●納税の猶予 災害により被害を受け、一時的に納付することが困難な場合は、申請により被災納税者の県税について、納税の猶予を受けることができます。</li> <li>●申告・納付などの期限の延長 災害などの理由により申告・納付などをその期限までにできない場合、申請により申告期限又は納期限が延長されます。なお、本県では令和元年10月12日以降に到来する県税の申告・納付などの期限について、当面の間として、県内全域を指定して延長しました。※一部税目を除き、別途指定する日まで延長することとなります。</li> </ul>
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	○最寄りの地方振興局県税部 ・県北地方振興局県税部（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡）024-521-2680 ・県中地方振興局県税部（郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡）024-935-1235 ・県南地方振興局県税部（白河市、東白川郡、西白河郡）0248-23-1512 ・会津地方振興局県税部（会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡）0242-29-5235 ・南会津地方振興局県税部（南会津郡）0241-62-5213 ・相双地方振興局県税部（相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡）0244-26-1123 ・いわき地方振興局県税部（いわき市）0246-24-6024 ○福島県総務部税務課 024-521-7069

制度の名称	<b>国税の減免措置等</b>
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、地域指定による場合と個別指定による場合とがあります。</li> <li>●納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。</li> <li>●予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。</li> <li>●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合（損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象）、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を經由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。</li> <li>●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。</li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。</li> <li>●納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。</li> <li>●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。</li> <li>●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。</li> <li>●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。</li> </ul>
お問い合わせ	・お近くの税務署

## ●減免・免除に関すること

制度の名称	児童福祉施設（保育所・母子生活支援施設を除く）に係る入所者負担額の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●児童養護施設、乳児院、障害児入所施設等の児童福祉施設（保育所・母子生活支援施設を除く）の入所者負担額の減免が講じられることがあります。
お問い合わせ	・福島県県中保健福祉事務所 （いわき市にお住まいの方は、いわき地方振興局 電話：0246-24-6204）

制度の名称	社会福祉施設入所・通所に係る利用者負担額の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●保育所、障害者支援施設、介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設の利用者負担額の減免が講じられることがあります。
お問い合わせ	・保育所、障害者支援施設、介護保険施設、養護老人ホームについては、お住まいの市町村へ ・軽費老人ホーム（A型、ケアハウス）については、各施設へお問い合わせください。

制度の名称	障害福祉サービス介護給付費の特例給付
支援の種類	給付
制度の内容	●災害による被害金額が全財産の10分の2以上である場合、利用者負担額の全額を給付します。
活用できる方	●令和元年台風19号により被災した方
お問い合わせ	・石川町保健福祉課 電話：0247-26-9123

制度の名称	障がい者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置等
支援の種類	減免・支払猶予
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、自立支援医療費（育成医療・更生医療）の負担額の猶予・減免措置が講じられることがあります。
活用できる方	●対象者については、市町村が定めることとなります。
お問い合わせ	・石川町保健福祉課 電話：0247-26-9123

制度の名称	医療保険、介護保険の保険料(税)・窓口負担・施設等の利用者負担額の減免措置等						
支援の種類	減免・支払猶予						
制度の内容	<p>●医療保険、介護保険の保険料(税)・窓口負担・施設等の利用者負担額について、減免措置等が講じられます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)及び窓口負担の減免・支払猶予</td> <td style="width: 50%;">国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)及び窓口負担について、減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。</td> </tr> <tr> <td>健康保険等の窓口負担の減免・支払猶予</td> <td>健康保険等の窓口負担について、減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。</td> </tr> <tr> <td>介護保険料及び利用料の減免・支払猶予</td> <td>介護保険料について減免・支払猶予措置や、利用料について減免措置が講じられる場合があります。</td> </tr> </table>	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)及び窓口負担の減免・支払猶予	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)及び窓口負担について、減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。	健康保険等の窓口負担の減免・支払猶予	健康保険等の窓口負担について、減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。	介護保険料及び利用料の減免・支払猶予	介護保険料について減免・支払猶予措置や、利用料について減免措置が講じられる場合があります。
国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)及び窓口負担の減免・支払猶予	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)及び窓口負担について、減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。						
健康保険等の窓口負担の減免・支払猶予	健康保険等の窓口負担について、減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。						
介護保険料及び利用料の減免・支払猶予	介護保険料について減免・支払猶予措置や、利用料について減免措置が講じられる場合があります。						
活用できる方	<p>●災害等による収入の減少などの特別な理由により、保険料(税)・窓口負担・施設等の利用者負担額の支払いが困難と認められる方</p> <p>●保険者によって取扱いが異なりますので、御加入の医療保険制度保険者や市町村に御確認ください。</p>						
お問い合わせ	<p>・健康保険組合、全国健康保険協会、お住まいの市町村（国民健康保険・介護保険）、国保組合、共済組合など御加入の各医療保険者・介護保険者の窓口</p> <p>・後期高齢者医療制度については、お住まいの市町村又は福島県後期高齢者医療広域連合の窓口</p>						

制度の名称	介護保険料の減免				
支援の種類	減免				
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生後に納期限がくる令和元年度の介護保険料額について、被害の状況により、減免を実施いたします。</li> </ul>				
	介護保険料		減免の対象となる納期等		
	普通徴収		4期分以降		
	特別徴収		10月徴収分以降		
	<p>※災害前の納期分は該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●減免を受けることができる要件及び減免の割合等</li> </ul>				
事由		減免基準・減免率等		備考	
人的被害	主たる生計維持者	死亡	全部		
		重篤な傷病			
		障害者			
		行方不明			
居住する住宅に対する被害	全壊		全部（り災証明：全壊）		
	半壊・大規模半壊・床上浸水		2分の1 （り災証明：半壊・大規模半壊）		
収入等の減少	事業収入等の減少額が前年の事業収入等の額の10分の3以上	前年の合計所得金額	200万円以下	全部	減免対象保険料額＝保険料額×主たる生計維持者の減少見込事業収入等に係る前年の所得合計額／主たる生計維持者の前年の合計所得金額
			200万円超	10分の8 ※廃業、失業等により当面の収入が見込めない場合は全部	
<p>※介護保険については、サービス利用料についても減免の制度がありますので、保健福祉課までお問い合わせください。</p>					
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により、居住する住宅に損害を受けた第一号被保険者</li> <li>●災害により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、障害者となり、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者</li> <li>●災害により、その属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明となった第一号被保険者</li> <li>●災害により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少額が前年の事業収入等の額の10分の3以上である第一号被保険者</li> </ul>				
お問い合わせ	・石川町保健福祉課 電話：0247-26-9124				

制度の名称	<b>心身障害者扶養共済制度掛金</b>
支援の種類	減免
制度の内容	●災害により家屋が全壊または大規模半壊の被害を受けた加入者であり、県が認める場合、掛金の全部または一部を免除します。
お問い合わせ	・石川町保健福祉課 電話：0247-26-9123 ・福島県障がい福祉課 電話：024-521-7170

制度の名称	<b>未払賃金立替払制度</b>
支援の種類	立替（債権者向け）
制度の内容	<p>企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払います。</p> <p>●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。</p> <p>●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康安全機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。</p>
活用できる方	<p>●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。</p> <p>(1) 使用者が、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと</li> <li>2. 1年以上事業活動を行っていたこと</li> <li>3. ア. 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。 イ. 事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行ってください。</li> </ol> <p>(2) 労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること</p>
お問い合わせ	<p>お近くの労働基準監督署 （所在地案内 <a href="https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/nagano/index.html#roudoukyoku">https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/nagano/index.html#roudoukyoku</a>) 独立行政法人労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー 電話：044-431-8663（神奈川県）</p>

制度の名称	<b>保育料の減免</b>																																																																			
支援の種類	減免																																																																			
制度の内容	<p>●被害の状況により、令和元年10月分から令和2年3月分までの保育料について、減免を実施します。</p> <p>(1) 災害により、児童の親族が常時居住する家屋に損失を受けた場合の平成30年中の合計所得金額に応じた減免の割合（ただし合計所得金額が1,000万円以下の方に限ります。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">減免の割合</th> </tr> <tr> <th>10分の3以上 10分の5未満</th> <th>10分の5以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計所得金額</td> <td>損失の程度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保護者所有の場合</td> <td>400万を超え550万円以下</td> <td>2分の1</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>550万円を超え750万円以下</td> <td>4分の1</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>750万円を超え1,000万円以下</td> <td>8分の1</td> <td>4分の1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">親族所有の場合</td> <td>400万円を超え550万円以下</td> <td>4分の1</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>550万円を超え750万円以下</td> <td>8分の1</td> <td>4分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 災害により、児童の保護者の所得が減少した場合の平成30年中の合計所得金額に応じた減免の割合（ただし合計所得金額が1,000万円以下の方に限ります。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">減免の割合</th> </tr> <tr> <th>10分の5以上 10分の7未満</th> <th>10分の7以上 10分の9未満</th> <th>10分の9以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計所得金額</td> <td>所得減少の割合</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>300万円以下</td> <td></td> <td>10分の7</td> <td>10分の9</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え400万円以下</td> <td></td> <td>10分の6</td> <td>10分の8</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>400万円を超え550万円以下</td> <td></td> <td>10分の5</td> <td>10分の7</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>550万円を超え750万円以下</td> <td></td> <td>－</td> <td>10分の5</td> <td>10分の9</td> </tr> <tr> <td>750万円を超え1,000万円以下</td> <td></td> <td>－</td> <td>10分の3</td> <td>10分の8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(1)(2)両方該当する場合は、どちらか有利な方を適用します。</p>					減免の割合		10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上	合計所得金額	損失の程度			保護者所有の場合	400万を超え550万円以下	2分の1	10分の10	550万円を超え750万円以下	4分の1	2分の1	750万円を超え1,000万円以下	8分の1	4分の1	親族所有の場合	400万円を超え550万円以下	4分の1	2分の1	550万円を超え750万円以下	8分の1	4分の1			減免の割合			10分の5以上 10分の7未満	10分の7以上 10分の9未満	10分の9以上	合計所得金額	所得減少の割合				300万円以下		10分の7	10分の9	10分の10	300万円を超え400万円以下		10分の6	10分の8	10分の10	400万円を超え550万円以下		10分の5	10分の7	10分の10	550万円を超え750万円以下		－	10分の5	10分の9	750万円を超え1,000万円以下		－	10分の3	10分の8
			減免の割合																																																																	
			10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上																																																																
	合計所得金額	損失の程度																																																																		
	保護者所有の場合	400万を超え550万円以下	2分の1	10分の10																																																																
		550万円を超え750万円以下	4分の1	2分の1																																																																
		750万円を超え1,000万円以下	8分の1	4分の1																																																																
	親族所有の場合	400万円を超え550万円以下	4分の1	2分の1																																																																
		550万円を超え750万円以下	8分の1	4分の1																																																																
			減免の割合																																																																	
10分の5以上 10分の7未満			10分の7以上 10分の9未満	10分の9以上																																																																
合計所得金額	所得減少の割合																																																																			
300万円以下		10分の7	10分の9	10分の10																																																																
300万円を超え400万円以下		10分の6	10分の8	10分の10																																																																
400万円を超え550万円以下		10分の5	10分の7	10分の10																																																																
550万円を超え750万円以下		－	10分の5	10分の9																																																																
750万円を超え1,000万円以下		－	10分の3	10分の8																																																																
活用できる方	<p>●災害により、家屋に10分の3以上の損失を受けた方</p> <p>●災害により、所得の減少があった方</p>																																																																			
お問い合わせ	・石川町保健福祉課 電話：0247-26-0811																																																																			

制度の名称	<b>小・中学生の就学援助措置</b>		
支援の種類	給付・還付		
制度の内容	●被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、校外活動費、学校給食費等を援助します。		
活用できる方	●被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者。		
お問い合わせ	<p>・石川町教育課 電話：0247-26-9135</p> <p>・通学されている学校</p>		

制度の名称	<b>県立高等学校授業料等減免措置</b>		
支援の種類	減免		
支援の内容	●保護者が災害により損害を受けた生徒を対象に、授業料の減免、入学料及び入学審査料の免除をします。		
活用できる方	●災害その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認められる方が対象です。		
お問い合わせ	・福島県教育庁財務課 電話：024-521-7754		

制度の名称	<b>特別支援学校等への就学奨励事業</b>
支援の種類	補助
制度の内容	●被災により、就学支援が必要となった児童・生徒の保護者に対し、学用品等を援助します。
活用できる方	●被災により、就学支援が必要となった児童・生徒の保護者
お問い合わせ	・在籍する各学校（事務担当）

制度の名称	<b>私立高等学校等授業料減免措置</b>
支援の種類	減免
支援の内容	●災害等により家計が急変した等の理由により授業料の納付が困難な生徒を対象に、私立高等学校等において授業料の減額、免除を行います。
活用できる方	●各学校において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	・在籍する各学校

制度の名称	<b>県立テクノアカデミ－授業料等減免措置</b>
支援の種類	減免
制度の内容	●学費を負担する方が災害により著しく損害を受けた場合に、授業料の減免、入学検定料及び入学料の免除を行います。
活用できる方	災害により著しく損害を受けた学費負担者が対象です。
お問い合わせ	・福島県産業人材育成課 電話：024-521-7829

制度の名称	<b>大学等授業料等減免措置</b>
支援の種類	減免・猶予
制度の内容	●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減額、免除を行います。 ※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。
活用できる方	●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	・在籍する各学校（授業料担当窓口）

制度の名称	<b>教科書等の無償給与（災害救助法）</b>
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や正規の副教材を無償給与します。その他の教材、文房具、通学用品についても支給します。
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村※において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等（特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校含む）の児童・生徒が対象です。 ※災害救助法が適用された市町村 北塩原村、西会津町、湯川村、昭和村を除く県内55市町村
お問い合わせ	・市町村立学校については、市町村教育委員会 ・県立、国立、私立学校については、通学されている各学校

制度の名称	<b>大学生等を対象とする奨学金の緊急採用等</b>
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与や減額返還・返還期限の猶予などを行います。</li> <li>※具体的な基準や減免額などは、JASSO又は学校にお問い合わせください。</li> </ul>
活用できる方	●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人日本学生支援機構（JASSO） 電話：03-6743-6011</li> <li>・在籍する各学校（奨学金担当窓口）</li> </ul>

制度の名称	<b>自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン</b>
支援の種類	住宅ローンなどの免除・減額
制度の内容	<p>○住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。本制度のメリットは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けられます。</li> <li>・財産の一部を手元に残せます（具体的には、債務者の被災状況や生活状況などの個別事情により異なります。）。</li> <li>・債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、新たな借入に影響が及びません。</li> </ul> <p>○債務の免除等には、一定の要件（債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断）を満たすことやローンの借入先の同意が必要となります。また、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。</p> <p>※具体的な手続等は、一般社団法人 東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関ホームページをご確認ください。  <a href="http://www.dgl.or.jp/guideline/">http://www.dgl.or.jp/guideline/</a></p>
活用できる方	自然災害の影響によって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済することができないまたは近い将来弁済できないことが確実と見込まれ、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当するなどの一定の要件を満たした個人。
お問い合わせ	最も多額のローンを借りている金融機関等

制度の名称	<b>住宅金融支援機構融資の返済方法の変更</b>
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。</li> <li>1. 返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、1～3年間</li> <li>2. 払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ</li> <li>3. 返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年</li> </ul> <p>※ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。</p> <p>※（参考）住宅金融支援機構ホームページ  <a href="http://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html">http://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html</a></p>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。</li> <li>1. 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方</li> <li>2. 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方</li> <li>3. 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が被害を受けたため、著しく収入が減少した方</li> </ul>
お問い合わせ	・独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 電話：0120-086-353

制度の名称	<b>災害復興住宅融資（建設・購入、補修）</b>							
支援の種類	貸付（融資）							
制度の内容 (独立行政法人 住宅金融支援機 構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、住宅を建設・購入・補修をする場合に受けられる融資です。</li> <li>●融資金利（令和元年11月1日現在：金利は毎月改定します）</li> </ul>							
	【建設・購入の場合】	【補修の場合】						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">基本融資額</td> <td>年 0.36%</td> </tr> <tr> <td>特例加算額</td> <td>年 1.26%</td> </tr> </table>	基本融資額	年 0.36%	特例加算額	年 1.26%	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100%;">年 0.36%</td> </tr> </table>	年 0.36%	
	基本融資額	年 0.36%						
特例加算額	年 1.26%							
年 0.36%								
●融資限度額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">建設の場合</td> <td>基本融資額(建設資金)1,680万円 + 基本融資額(土地取得資金)970万円 + 基本融資額(整地資金)450万円 + 特例加算額(建設資金)520万円</td> </tr> <tr> <td>購入の場合</td> <td>基本融資額(購入資金)2,650万円 + 特例加算額(購入資金)520万円</td> </tr> <tr> <td>補修の場合</td> <td>基本融資額(補修資金)740万円 + 基本融資額(整地資金又は引方移転資金)450万円</td> </tr> </table>		建設の場合	基本融資額(建設資金)1,680万円 + 基本融資額(土地取得資金)970万円 + 基本融資額(整地資金)450万円 + 特例加算額(建設資金)520万円	購入の場合	基本融資額(購入資金)2,650万円 + 特例加算額(購入資金)520万円	補修の場合	基本融資額(補修資金)740万円 + 基本融資額(整地資金又は引方移転資金)450万円
建設の場合	基本融資額(建設資金)1,680万円 + 基本融資額(土地取得資金)970万円 + 基本融資額(整地資金)450万円 + 特例加算額(建設資金)520万円							
購入の場合	基本融資額(購入資金)2,650万円 + 特例加算額(購入資金)520万円							
補修の場合	基本融資額(補修資金)740万円 + 基本融資額(整地資金又は引方移転資金)450万円							
<p>(注) その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ (<a href="http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html">http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html</a>) 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>								
活用できる方	<p>ご自分が居住するため又はり災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、 「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。 ※補修に限り、「一部損壊」の方も対象になります。</p>							
お問い合わせ	<p>・独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 電話：0120-086-353</p>							

制度の名称	<b>文化財補助金事業</b>
支援の種類	補助
制度の内容	●被害を受けた国指定等文化財または県指定等文化財の復旧に関する補助。
活用できる方	●被害を受けた国指定等文化財または県指定等文化財の所有者
お問い合わせ	・石川町教育課（公民館） 電話：0247-26-2566

制度の名称	<b>ハロートレーニング（公的職業訓練）</b>
支援の種類	給付，サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。</li> <li>●また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もあります。</li> </ul> <p><a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotraining_top.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotraining_top.html</a></p>
活用できる方	●災害により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつその訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たしており、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者が対象です。
お問い合わせ	・お近くのハローワーク（公共職業安定所）

## ●要件緩和に関すること

制度の名称	<b>児童扶養手当等の特別措置</b>
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。</li> <li>●住宅や家財等の財産についてその価格の概ね1/2以上の事情の損害を受けた場合、所得制限の適用を除外します（翌年に災害を受けた年の所得を審査し、制限限度額を上回る場合、返還が必要です）。</li> </ul>
活用できる方	●各手当受給者世帯
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当については、福島県児童家庭課 電話：024-521-7176</li> <li>・その他については、石川町保健福祉課 電話：0247-26-9123</li> </ul>

制度の名称	<b>軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業に係る補聴器購入等のための要件の緩和</b>
支援の種類	要件緩和
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、補聴器購入等のための要件が緩和されることがあります。
活用できる方	●対象者については、市町村が定めることとなります。
お問い合わせ	・石川町保健福祉課 電話：0247-26-9123

## (事業者向け)

### ●商工関係

制度の名称	<b>福島県中小企業制度資金</b>																				
支援の種類	貸付（融資）																				
概要	<p>○豪雨災害特別資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 対象者 県内に事業所を有し、災害救助法適用区域において事業を行っている中小企業者のうち、次に掲げる要件①②のいずれかに該当する方             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害救助法適用区域に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者（市町村の罹災証明が必要となります。）</li> <li>② 次の要件に全て該当する中小企業者                 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害救助法適用区域において1年間以上継続して事業を行っていること。</li> <li>イ 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市町村長の認定が必要となります。）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>■ 融資限度 運転資金、設備資金8,000万円（併用時は8,000万円限度）</li> <li>■ 融資期間 10年以内（うち据置1年以内）</li> <li>■ 融資利率 固定 年1.5%以内</li> <li>■ 保証料率 必ず信用保証協会の保証付きとなります。 年0.5%（責任共有制度対象外100%保証）</li> <li>■ 担保 審査により必要になる場合があります。</li> <li>■ 保証人 法人 原則として1名以上、個人 必要により（原則第三者保証人は不要）</li> <li>■ 取扱期間 令和元年11月1日より令和2年3月31日融資実行分まで</li> </ul> <p>○外的変化対応資金（自然災害により影響を受けた中小企業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 対象者 県内に事業所を有する中小企業者で、自然災害（冷夏、長雨、台風、地震等）の影響により、事業活動に影響を受けている方（売上高等が3%以上減少又は減少する見込み）</li> <li>※ 自然災害以外の要件でご利用いただける場合もありますので、詳しくは下記問い合わせ先にご確認ください。</li> <li>■ 融資限度額 運転資金 5,000万円 設備資金 7,000万円 （併用時は7,000万円限度）</li> <li>■ 融資期間 10年以内（うち据置3年以内）</li> <li>■ 融資利率 固定 年2.0%以内 変動 年1.5%以内</li> <li>■ 保証料 必ず信用保証協会の保証付きとなります。 年0.35%～1.35%（責任共有制度対象で80%保証）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="491 1563 1501 1644"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信用保証料率</td> <td>1.35%</td> <td>1.25%</td> <td>1.10%</td> <td>0.95%</td> <td>0.85%</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.50%</td> <td>0.35%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%、有担保保証は年0.1%それぞれ割引いた料率が適用される。</li> <li>■ 保証人 法人 原則として1名以上、個人 必要により（原則第三者保証人は不要）</li> <li>■ 取扱期間 令和2年3月31日融資実行分まで</li> </ul> <p>（注）融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。</p>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	信用保証料率	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
信用保証料率	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%												
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【融資の申込】県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）</li> <li>・【制度内容の照会】福島県経営金融課 電話：024-521-7288</li> </ul>																				

制度の名称	<b>災害復旧貸付（日本政策金融公庫）</b>	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資します。</li> <li>●日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。詳しくはお問い合わせ先にご確認ください。</li> </ul>	
	○国民生活事業	
	貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に1災害あたり3千万円を加えた額
	償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）
	○中小企業事業	
貸付限度額	別枠で1億5千万円以内	
償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）	
活用できる方	●中小企業・小規模事業者等	
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民生活事業 日本政策金融公庫 福島支店,郡山支店,会津若松支店,いわき支店</li> <li>・中小企業事業 日本政策金融公庫 福島支店</li> </ul>	

制度の名称	<b>災害復旧貸付（商工組合中央金庫）</b>	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資します。</li> <li>●商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。詳しくはお問い合わせ先にご確認ください。</li> </ul>	
	貸付限度額	別枠で1億5千万円以内
	償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）
活用できる方	●中小企業・小規模事業者等	
お問い合わせ	・商工組合中央金庫 福島支店,会津若松営業所	

制度の名称	<b>福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）</b>
支援の種類	補助
概要	<p>中小企業等がグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の一部を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年台風19号、20号及び21号により被害を受けた下記の者</li> <li>・中小企業者</li> <li>・中小企業事業協同組合等</li> </ul> </li> <li>※グループを形成して「復興事業計画」を策定することが必要です。</li> <li>※交付決定前に行った事業についても補助対象とすることが可能です。</li> <li>※台風20号及び21号被害の申請案件については、国の補正予算成立後に正式な書類の受領と交付決定となりますのでご留意願います。</li> <li>■ 補助率 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者等：3／4</li> <li>・中堅企業等：1／2</li> </ul> </li> <li>※一定の要件の下、5億円まで定額補助</li> <li>■ 上限額 <ul style="list-style-type: none"> <li>1事業者あたり累計15億円</li> </ul> </li> <li>■ 対象費目 <ul style="list-style-type: none"> <li>施設、設備の復旧費用等</li> </ul> </li> <li>■ 募集期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次公募 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年12月23日（月）～令和2年1月24日（金）17：00必着</li> </ul> </li> <li>・第3次公募 <ul style="list-style-type: none"> <li>1月下旬より公募開始予定</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>■ 提出先（郵送可） <ul style="list-style-type: none"> <li>福島県商工労働部経営金融課</li> <li>〒960-8670</li> <li>福島県福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎4階</li> </ul> </li> </ul>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【グループ形成・申請に関するお問い合わせ】</li> <li>各地区の商工会または、商工会議所へお問い合わせください。</li> <li>・【その他制度全般に関するお問い合わせ】</li> <li>福島県経営金融課 電話：024-521-8658</li> </ul>

制度の名称	<b>被災商店街の復興に向けた情報・ノウハウ提供事業</b>
支援の種類	派遣
概要	<p>被災した商店街の復興に携わったことのある専門家や商店街関係者を商店街へ派遣し、事例を中心に情報提供及びアドバイスを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■対象商店街 被害を受けた商店街</li> <li>■費用 無料</li> <li>■募集期間 令和2年2月28日（金）まで</li> </ul> <p>※詳細については、下記お問い合わせ先にご連絡をお願いします。</p>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社全国商店街支援センター 電話：03-6228-3061</li> </ul>

制度の名称	雇用調整助成金	終了
支援の種類	助成金	
制度の内容	<p>台風19号等の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置を実施します。 休業等の初日が令和元年10月12日から令和2年4月11日までの間にある場合、以下の措置を講じます。</p> <p>①災害発生日に遡っての休業等計画届の提出が、令和2年1月20日提出分まで可能です。 ②生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。 ③災害発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とします。 ④最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。 ⑤休業（教育訓練、出向は除く）を実施した場合の助成率を引き上げます。 【中小企業】2/3 ⇒ 4/5      【大企業】1/2 ⇒ 2/3</p> <p>⑥支給限度日数を延長します。「1年間で100日」⇒「1年間で300日」 ⑦新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。 ⑧過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、 ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、 イ 通常、支給限度日数は1年間で100日、3年間で通算150日までのところ、今回の特例の対象となった休業等については、その制限とは別枠で受給可能とします。</p>	
活用できる方	<p>●台風19号等の災害に伴う経済上の理由により休業等を行う事業主 【台風に伴う「経済上の理由」とは】 風水害による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりませんが、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない</li> <li>・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない</li> <li>・電気、水道、ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業できない</li> <li>・風評被害により観光客が減少した</li> <li>・施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能 など</li> </ul>	
お問い合わせ	<p>・福島労働局雇用調整助成金等事務センター 電話：024-529-5681 ・お近くのハローワーク（公共職業安定所）</p>	

※上記のほか、中小企業庁・福島県が作成した「被災中小企業者等支援策ガイドブック（第2版）」を御参照ください。  
下記アドレスからもダウンロードできます。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/taifuu19goujigyoushamukesiensaku.html>

## ● 農林水産業関係

※福島県が作成した「台風19号等の暴風雨による災害からの農林水産業復旧の手引き」を御参照ください。

下記アドレスからもダウンロードできます。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005b/tebiki.html>

## (共通)

### ●各種相談

相談窓口名	<b>福島県弁護士会による無料電話相談</b>
相談内容, 概要等	●被災者支援のための情報提供、生活再建に関する相談等 なお、法律問題に限らず、今回の災害における困りごとについて相談ください。 ●実施時間：平日14時～16時
お問い合わせ	●電話：024-534-1211、024-925-6511, 0246-25-0455 (相談料無料)

相談窓口名	<b>福島県社会保険労務士会による無料電話相談</b>
相談内容, 概要等	●被災に伴う休暇の取扱いに関する相談 ●雇用保険（失業給付）の手続き等に関する相談 ●労災保険における給付の手続き等に関する相談 ●健康保険証や年金手帳の再発行等に関する相談 など ●実施時間：平日9時～16時
お問い合わせ	●電話：024-526-2270（相談料無料）

制度の名称	<b>法的トラブル解決のための総合案内所（法テラス）</b>
相談内容, 概要等	●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国統一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問合せを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。 また、「収入が一定額以下」などの条件を満たす方には、弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え等の援助を行っています。
お問い合わせ	●法テラス・サポートダイヤル（被災者専用フリーダイヤル）電話：0120-078309 <small>おなやみレスキュー</small> ●法テラス各地方事務所 ●法テラスホームページ <a href="http://www.houterasu.or.jp">http://www.houterasu.or.jp</a> ●法テラス携帯サイト <a href="https://www.houterasu.or.jp/k/index.html">https://www.houterasu.or.jp/k/index.html</a>

相談窓口名	<b>人権相談（法務局）</b>	
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネット（パソコン・携帯電話）で相談に応じます。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。</li> </ul>	
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●みんなの人権110番【全国共通人権相談ダイヤルです。】 電話：0570-003-110（全国共通・ナビダイヤル）</li> <li>●子どもの人権110番【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です。】 電話：0120-007-110（全国共通・フリーダイヤル）</li> <li>●女性の人権ホットライン 【セクシュアル・ハラスメント、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話です。】 電話：0570-070-810（全国共通・ナビダイヤル）</li> <li>●インターネット人権相談受付窓口 <a href="http://www.jinken.go.jp/">http://www.jinken.go.jp/</a>（パソコン、携帯電話、スマートフォン共通）</li> <li>●外国語人権相談ダイヤル（Foreign language Human Rights Hotline） 電話：0570-090-911（全国共通・ナビダイヤル）</li> </ul>	

相談窓口名	<b>女性・男性のための相談</b>	
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家族、夫婦、友人や学校、職場、地域での悩み、女性、男性、LGBTの生きづらさなどの相談対応。また、配偶者、恋人からの暴力（DV）についての相談対応。</li> <li>●その他、法律に関わる相談、女性のためのカウンセリングを行う。</li> </ul>	
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福島県男女共生センター相談室 電話：0243-23-8320（一般相談の面接、法律相談、カウンセリングは要予約） （一般相談）火・木～日／9：00～12：00,13：00～16：00 水／13：00～17：00,18：00～20：00 ※男性相談員 火／17：00～20：00 （法律相談）第3水曜／13：30～15：30（面接のみ） （カウンセリング）第1金曜／10：00～11：00（面接のみ） 第3金曜／13：30～14：30（ " ）</li> </ul>	

相談窓口名	<b>性暴力等被害救援協力機関“SACRAふくしま”</b>	
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●性暴力の被害者に対し、被害直後から総合的な支援をワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るため、産婦人科医療をはじめ心理的支援や法的支援等のコーディネートを行う。</li> </ul>	
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●SACRAホットライン 電話：024-533-3940（祝日、年末年始を除く） 月・水・金／10：00～20：00 火・木／10：00～16：00</li> </ul>	

相談窓口名	<b>外国人住民のための相談</b>
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害に関する外国人住民からの生活相談について、11言語で対応します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応言語 英語、中国語、日本語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語</li> </ul> </li> <li>●実施内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施日時 <ul style="list-style-type: none"> <li>【英語、中国語、日本語】</li> <li>毎週火曜日～土曜日 9:00～17:15</li> <li>※職員の用務により、対応できない場合があります。</li> <li>【韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語】</li> <li>木曜日 10:00～14:00</li> <li>※第4、5木曜日は事前予約が必要です。</li> <li>【タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語】</li> <li>(外部の通訳サービスによる対応)</li> <li>毎週火曜日～土曜日 9:00～17:15</li> </ul> </li> <li>・実施場所(来所相談及び電話相談) 福島県国際交流協会 (福島県福島市舟場町2番1号 福島県庁舟場町分館2階) <a href="https://www.worldvillage.org/">https:// www.worldvillage.org/</a></li> <li>・相談先 TEL:024-524-1316 FAX:024-521-8308</li> </ul> </li> </ul>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福島県国際交流協会 電話:024-524-1315</li> <li>毎週火曜日～土曜日 9:00～17:15(祝日、年末年始の休日は除く)</li> </ul>

相談窓口名	<b>子どもに関する相談</b>
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもへの心のケアや子どもの養育について、児童相談所で相談を受けます。</li> </ul>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童相談所共通ダイヤル189にお電話ください。お近くの児童相談所につながります。</li> </ul>

相談窓口名	<b>「こころ」の健康相談</b>
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災したことや避難生活により、眠れないことが続いたり、不安な気持ちになるなど、心の健康面で心配なことがある方は、電話でご相談ください。</li> </ul>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●こころの健康に関するご相談</li> <li>・福島県精神保健福祉センター 相談受付時間/月～金(祝日を除く)</li> <li>9:00～17:00</li> <li>電話:024-535-5560</li> </ul>

相談窓口名	<b>消費生活相談</b>
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費生活相談室一の消費生活相談員により、災害発生後における点検商法、便乗商法など消費者トラブルに関する相談を受け付けます。</li> <li>●消費者ホットライン(局番なし 188),又は下記消費生活相談室へ電話ください。</li> <li>●「188」への電話により、最寄りの消費生活相談室に電話につながります。</li> <li>閉庁の場合は、福島県センター又は、国センターにつながります。</li> </ul>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福島県消費生活センター(受付時間:月～金曜日9:00～18:30、第4日曜日9:00～16:30)</li> <li>電話 024-521-0999</li> </ul>

相談窓口名	<b>被災ペット相談</b>
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時被災ペットに関する相談を受け付けています。お困りの方、支援が必要な方はお問い合わせください。</li> </ul> <p>支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災したペットの飼い主等からの相談受付</li> <li>(2) 避難所における飼養場所設置の支援</li> <li>(3) 飼い主不明動物の保護及び譲渡 等</li> </ul>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福島県動物愛護センター（ハピまるふくしま） 電話：024-953-6400</li> <li>● " 会津支所 電話：0242-29-5517</li> <li>● " 相双支所 電話：0244-26-1351</li> </ul>

相談窓口名	<b>事業資金相談ダイヤル</b>
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受け付けています。（受付時間：平日9時から17時まで）</li> </ul>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業資金相談ダイヤル 電話：0120-154-505 <a href="https://www.jfc.go.jp/">https://www.jfc.go.jp/</a>（日本政策金融公庫）</li> <li>●災害が発生した場合の特別相談窓口等も設置しています。 特別相談窓口一覧（日本政策金融公庫）<a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/index.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/index.html</a></li> </ul>

相談窓口名	<b>ふるさと福島就職情報センター</b>
相談内容、概要等	就労相談
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福島県が設置した就職相談窓口です。就職相談、職業紹介、企業求人情報・就職に役立つイベント情報の提供など、専任スタッフが個別対応します。</li> </ul>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談時間／月～土（祝日・年末年始を除く）10：00～19：00 電話：024-525-0047</li> </ul>

相談窓口名	<b>中小企業労働相談所</b>
相談内容、概要等	労働関係の相談
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●解雇や労働時間、転勤などの労働条件に関する事、勤労者福祉に関する事、雇用に関する事、職場での人間関係の悩み事など労働問題に関する労使からのご相談をお受けしています。相談は無料で、相談内容等の秘密は厳守されます。</li> </ul>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談時間 平日の9：00～16：00 電話：0120-610-145</li> </ul>

制度の名称	<b>商工関係事業所相談</b>
相談内容、概要等	相談
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災を受けた県内事業所を対象に、設備資金、運転資金などの資金繰りや経営相談、雇用・就労、被災した設備等に関する相談を受け付けています。</li> </ul>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福島県経営金融課 電話：024-521-7288</li> <li>●福島県雇用労政課 電話：024-521-7290</li> <li>●福島県企業立地課 電話：024-521-8523</li> </ul>

相談窓口名	<b>被災者住宅相談窓口（福島県建築指導課）</b>
相談内容、概要等	●被災された方の住まいに関する無料の電話相談を受け付けております。
お問い合わせ	●相談時間／月～金（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00 電話：024-521-7698

## ●その他

内 容	<b>ボランティアの派遣依頼について</b>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県災害ボランティアセンター（福島県社会福祉協議会） (<a href="https://www.fukushimakenshakyō.or.jp/1000/1102.html">https://www.fukushimakenshakyō.or.jp/1000/1102.html</a>)</li> <li>・最寄りの市町村のボランティアセンター（市町村社会福祉協議会）</li> </ul>

制 度 の 名 称	<b>権利利益に係る満了日の延長措置</b>
支 援 の 種 類	権利利益の延長
制 度 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「猟銃等の所持の許可の有効期間」「運転免許証の有効期間」ほか82の権利利益について、令和元年10月10日以降に権利利益の存続期間（運転免許証の有効期間等）が満了する場合には、その満了日を令和2年3月31日まで延長します。</li> <li>※その他個別の申請に基づき延長となるものもあります。</li> </ul>
活 用 で き る 方	特定非常災害発生日である令和元年10月10日時点で、本件台風に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する方等。
お 問 い 合 わ せ	・福島県警察本部 電話：024-522-2151又は最寄りの警察署

制 度 の 名 称	<b>期間内に履行されなかった義務に係る免責措置</b>	<b>終了</b>
支 援 の 種 類	義務の免責	
制 度 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「質屋を廃業したときにおける届出」等について、法令に基づく届出等の義務が本来の期限までに履行されなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものである場合は、令和2年1月31日までに履行すれば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任は問われません。</li> </ul>	
活 用 で き る 方	特定非常災害発生日である令和元年10月10日時点で、本件台風に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する方等。	
お 問 い 合 わ せ	・福島県警察本部 電話：024-522-2151又は最寄りの警察署	

制 度 の 名 称	<b>SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)による被災者支援情報の発信</b>
支 援 の 種 類	サービス
概 要	福島県が提供する各種被災者支援情報を、LINEにより発信します。
お 問 い 合 わ せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県災害対策課 電話：024-521-7194</li> </ul> <p style="text-align: center;">こちらのQRコードからLINEに接続します。→</p> <div style="text-align: right;">  </div>

## ◎お問い合わせ先一覧

### [福島県]

名称	管轄	電話番号
福島県庁(代表番号)		024-521-1111
地方振興局県税部		
県北地方振興局県税部	県税についてお困りの際は、お近くの地方振興局県税部に ご相談・ご申請をお願いします。	024-521-2680
県中地方振興局県税部		024-935-1235
県南地方振興局県税部		0248-23-1512
会津地方振興局県税部		0242-29-5235
南会津地方振興局県税部		0241-62-5213
相双地方振興局県税部		0244-26-1123
いわき地方振興局県税部		0246-24-6024
保健福祉事務所		
県北保健福祉事務所	県北地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	024-534-4101
県中保健福祉事務所	県中地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0248-75-7800
県南保健福祉事務所	県南地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0248-22-5441
会津保健福祉事務所	会津地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0242-29-5503
南会津保健福祉事務所	南会津地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0241-63-0302
相双保健福祉事務所	相双地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0244-26-1326
建設事務所		
県北建設事務所	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡の道 路・河川等の整備、維持管理	024-521-2529
保原土木事務所	【所管区域】伊達市、伊達郡(桑折町及び国見町に限る)	024-575-2151
二本松土木事務所	【所管区域】二本松市、本宮市、安達郡	0243-22-1151
県中建設事務所	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡の道 路・河川等の整備、維持管理	024-935-1459
三春土木事務所	【所管区域】田村市、田村郡	0247-62-3151
須賀川土木事務所	【所管区域】須賀川市、岩瀬郡	0248-75-3196
石川土木事務所	【所管区域】石川郡	0247-26-2138
県南建設事務所	白河市、西白河郡、東白川郡の道路・河川等の整備、維持 管理	0248-23-1526
棚倉土木事務所	【所管区域】東白川郡	0247-33-3131
会津若松建設事務所	会津若松市、河沼郡、大沼郡の道路・河川等の整備、維持 管理	0242-29-5444
宮下土木事務所	【所管区域】河沼郡柳津町、大沼郡三島町、同郡金山町、 同郡昭和村	0241-52-2311
喜多方建設事務所	喜多方市、耶麻郡の道路・河川等の整備、維持管理	0241-24-5720
猪苗代土木事務所	【所管区域】耶麻郡猪苗代町、同郡磐梯町、同郡北塩原村 大字檜原	0242-62-3102
南会津建設事務所	南会津郡の道路・河川等の整備、維持管理	0241-62-5321
山口土木事務所	【所管区域】南会津郡(旧田島町及び下郷町を除く)	0241-72-2234
相双建設事務所	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡の道路・河川等の整 備、維持管理	0244-26-1221
富岡土木事務所	【所管区域】双葉郡	0240-23-5558
いわき建設事務所	いわき市の道路・河川等の整備、維持管理	0246-24-6122
勿来土木事務所	【所管区域】いわき市のうち植田町、遠野町、田人町等	0246-63-2132